

## 書面添付制度とは？

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 野川 悟志

法人税申告書等に税理士が作成した書面を付けると税務調査が省略になると聞きましたが、どのような制度なのでしょう。



リサ

その書面は税理士法33条の2に規定されている、いわゆる添付書面のことですね。税理士が書面を作成して、申告書に添付すると、調査の事前通知の前に税理士に対して意見聴取が行われ、税務署において申告内容に対する疑問点が解消して調査の必要がないと判断された場合には、調査が省略されることとなります。したがって、書面を申告書に添付すれば、無条件で調査が省略になるわけではありませんので注意してください。



サキ先生

書面にはどのようなことが記載されるのですか。



リサ

税理士が申告書の作成に関して、計算・整理し、または相談に応じた事項などを記載することになります。  
建設業の会社を例にしてみますと、売上について、例えば、「売上請求書、工事請負契約書、売掛金一覧に基づき、工事収入の計上時期の確認を行った」のように、具体的にどのような方法で確認したかを記載します。  
また、前期と比較して金額が顕著に増減したものについては、例えば、「消耗品費の増加は、工専用消耗品の老朽化に伴い、入れ替えを行った。消耗品の中に資産計上すべきものがあるか否かの検討も行った」のように、増減理由とともに、税務上問題となりやすい点の検討状況を記載します。



サキ先生

意見聴取はどのように行われるのですか。



リサ

税務署において申告内容に対して何らかの疑問点があって、調査日時などを知らせる調査の事前通知を行う前に、税務署の担当者が税理士に対して、顕著な増減事項や理由など、個別・具体的な質疑が行われます。意見聴取を行って申告内容に対する疑問点が解消すれば、調査の必要性はなくなりますので、結果的に調査は省略となります。仮に、疑問点の全部が解消しない場合は調査に着手することになりますが、調査は解明すべきポイントを絞って短時間で終わることが考えられます。



サキ先生

意見聴取で個別・具体的な質疑が行われた結果、申告内容に誤りがあって修正申告をする場合もあると思いますが、過少申告加算税は課されるのですか。



リサ

国税庁の事務運営指針によれば、意見聴取の質疑等のみを基因して提出された修正申告書は更正があるべきことを予知してされたものには当たらないとされていますので、加算税は課されないと考えられます。



サキ先生

いずれにしても、申告内容に誤りがないように、法人会の「自主点検チェックシート」も活用しながら注意しないといけませんね。



リサ

### 《筆者紹介》

野川悟志(のがわ・さとし)

1965年生まれ。国税庁課税総括課、国税局法人課税課などを経て、東京都品川区で税理士登録。  
近著「経営に活かす 税務の数的基準」(共著、大蔵財務協会)、「税制改正経過一覧ハンドブック」(共著、大蔵財務協会)、「免税店のはじめ方」(税務経理協会)他。HPは [しながわ税経事務所](#) で検索



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

[イータックス](#)

[検索](#)